

本日の判決に関して原告団声明

本日、県教委が退職手当を誤支給していた問題委に関する損害賠償請求訴訟において、裁判所（仙台地方裁判所第三民事部）は、原告らの請求を全て認容する判決を言い渡した。県教委の原告らや教職員組合への不誠実な対応が断罪されたものであり、社会常識上当然の判決である。

県教委は、この間の私たち原告、教職員組合への対応を真摯に反省し、誤りが起きた原因を解明し、今後二度とこのような誤りを起こさないよう対策を講じるべきである。

私たち原告は、当初から「①退職手当の誤支給に関しては、退職者に何の落ち度もない。②人間であれば当然誤ることもある。しかし、過ちを犯したのであれば、謝罪し、しっかり説明する等相応の対応をするのが当然である。③誤支給を認め、追加支給を行うのであれば、遅延損害金を支払うのは当然である。④遅延損害金の支給を免れるため、不足額を和解金とし、和解に応じないものには何の救済もないという対応を許すことはできない。」を主張してきた。

この間の県教委の対応に怒りと悔しさを覚えた人は沢山いる。「県からの文書は全く承服できない。裁判に訴えたい。しかし、病がちで裁判を闘う自信がない。自分は原告にはなれないが、支援は惜しまない。是非頑張っただけ欲しい。」の願いも多く寄せられた。この裁判は私たち原告8人の闘いではなく、声を出したくても出せなかった沢山の退職者の悔しさを代表しての闘いでもあった。

退職手当誤支給問題に限らず県教委の行っている教育行政に違和感と不信感を持つ教職員あるいは保護者は少なくない。教職員組合は、多忙を極める学校現場で、確かな子どもたちの成長を保障するよりよい教育の実現を求め続けてきた。しかし、これに正面から向き合おうとせず、教育格差を是認し、教育への「効率」導入（新自由主義教育）を押しつける教育行政の姿勢が浮き彫りになっている。今回の問題はこのことと決して無縁ではない。改めて生徒と向き合った教育の実現、教育の役割を自覚した教育行政の実現を求めるものである。

2021年9月27日

【説明資料】

この間の経過

- ① 2019年（令和元年）県教委の退職金支給ミスが発覚する。しかし、県教委は労働基準法の規定を持ち出し、時効にかからない退職者には不足額を支給するが、それ以前の退職者には支給しないことを明らかにした。原告と教職員組合は、民法に基づき時効対象者に対しても損害賠償として支給できることを主張してきた。またこの責任は県教委にあり、県教委として当該被害者に真摯に謝罪すべきことを主張してきた。

県教委は「私たちの弁護士は支給できない」と言っているの一点張りで支給を拒否してきた。また謝罪に関しても最大の責任者である知事や教育長ではなく、担当課長が記者会見で言い訳を表明するに止まった。

- ② その後、原告と教職員組合は、県教委が時効を理由に不足額不支給とした対象者に対しその額を明らかにし、謝罪すべきと主張した。しかし、県教委は対象者にその不足額を知らせず、文面からは「時効だからあきらめろ」と言わんばかりの文書を全対象者に送りつけた。文書を受け取った当該者から怒りがわき上がり、教職員組合はもちろん、県教委にも問い合わせが相次いだ。

しかし突然、県教委は7月2日、当初不支給とした対象者に対し「不足額を和解金として支払う和解交渉を行い、合意が得られれば、和解金を支払う」と言ってきたのである。

- ③ 私たち原告は県教委の不誠実な対応に対し訴訟の準備を始めていた。本来支給すべき退職金を自らの過失で10数年も気づかず放置してきたのであれば、不足額に対し一定の遅延損害金を上乗せして支払うのが社会的常識である。県教委に対する訴えを恐れるためか、「和解に合意した者だけに和解金を支払う」など、県教委の姑息な姿勢は許し難く私たちは提訴した。